

○簡易服の着用について（通達）

平成6年12月26日

海幕総第5344号

改正 平成8年7月24日海幕総務第3463号〔第1次改正〕

改正 平成30年3月27日海幕総務第510号〔第2次改正〕

海幕長から各部隊の長・各機関の長あて

簡易服の着用について(通達)

標記について、別添によるほか別紙のとおり定め、平成7年3月1日から実施する。

なお、海幕総務第6114号（2. 12. 18）は廃止する。

添付書類：1 別紙

2 防人1第5802号（2. 11. 9）

別紙

簡易服着用の細部要領

1 着用期間

海上自衛官服装細則（昭和40年海上自衛隊達第90号）第22条の規定に基づき、各地方総監が定めた冬用の制服等の着用期間とする。

2 セーターの着用区分

(1) Vネック型

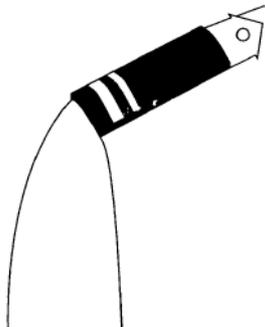
男子である3等海曹以上の海上自衛官及び女子である海上自衛官

(2) 丸くび型

男子である海士長以下の海上自衛官

3 階級章の着用要領

乙階級章を着用する。着用位置は、次のとおりとする。



両肩に着用するものとし、乙階級章の外縁が肩の縫い目に接するように付ける。

4 その他

- (1) 部隊等の長は、地域の特性及び威厳等の保持を考慮して必要な統制を行うものとする。
- (2) 部隊等の長は、簡易服と私服の混用防止、作業外衣との使用の区分等について指導し、端正な容儀の保持について十分留意させるものとする。
- (3) 第2種夏服を混用している場合、第2種夏服の上から簡易服を着用できるものとする。

簡易服の着用について（通達）

改正 平成6年12月2日 防人1第6591号

平成8年7月24日 防人1第3865号

海上自衛官は、当分の間、別表に定める簡易服及び乙階級章を下記により着用して差し支えないこととする。

記

- 1 セーターは、原則として室内における事務・作業・教育訓練及び営内生活並びに通勤・外出時に、冬服上衣に代えて、又は妊婦服の上から着用することができる。ただし、男子である海士自衛官については、これに加え、作業服上衣に代えて着用することができる。
- 2 ジャンパーは、原則として野外における作業・教育訓練及び営内生活並びに通勤・外出時に、冬服上衣若しくは作業服上衣に代えて、又は作業服上衣若しくは妊婦服の上から着用することができる。
- 3 セーター・ジャンパーのいずれについても、儀式等威儀を正すべき場合には着用してはならない。
- 4 乙階級章を簡易服の両肩に着用するものとする。
- 5 その他、簡易服の着用に関し必要な細部事項は、海上幕僚長の定めるところによる。

別表

セーター	地質	黒色の毛編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物とする。ただし、肩章及び当て布は、同色の人工皮革とする。	
	製式	えり	Vネック及び丸くびえりなしとする。
		肩章	外側の端をそで付けに縫い込み、えり側を黒つやのボタン1個で留める。
		前面	肩部の左右に当て布をつけ、胸部の左内側に補強布をつける。
		そで	長そでとし、左上腕部に飾章をつける。下腕部の左右に当て布をつける。
		形状は、付図のとおりとする。	
ジャンパー	地質	黒色の化学繊維織物とする。ただし、そで口及びすそ口は、同色の毛編物又は化学繊維織物とする。	
	製式	えり	折りえりとし、えり覆いをつける。
		肩章	外側の端をそで付けに縫い込み、えり側を黒つやのボタン1個で留める。
		前面	中央にファスナーをつけ、腰部の左右に各1個のボタンふた付き斜めポケットをつける。
		後面	左右肩ひだをつける。
		そで	長そでとし、左上腕部にペンさし及び飾章をつける。
		その他	黒色の防寒中衣をファスナーで留める。
		形状は、付図のとおりとする。	

付図

